

# 医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業費 (介護分)

物価高騰の影響により、電気代の負担が増加している社会福祉施設等の負担軽減を図るため、支援金を支給します。

## 制度概要

- 支給対象者  
道内の指定介護サービス事業所、軽費老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム  
※市町村設置事業所、空床利用型短期入所生活介護、みなし対象サービス、介護予防、総合事業、地域包括支援センターは対象外  
※病院、診療所又は薬局が設置者の訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所リハ、介護療養型医療施設については、医療機関の支援金で対応。
- 支給額
  - ・居宅サービス 50,000円
  - ・通所サービス 5,000円×定員数
  - ・入所サービス 10,000円×定員数
- 支給要件
  - ・ 基準日（4月1日）現在において、指定を受けている介護保険サービス事業所等であり、開設していること
  - ・ 申請日時点において、廃止・休止していないこと
- 申請方法  
支給対象となる事業所には申請様式を直接送付する予定

※事業の詳細については、現在調整中のため、決定次第、ホームページで順次お知らせします。